

県内の3事務所と静岡県レッカー事業協同組合が 「災害時における緊急通行車両確保に関する協定」を締結しました

国土交通省の静岡県内の3事務所（沼津河川国道事務所、静岡国道事務所、浜松河川国道事務所）は、大規模な地震や降雪があった場合に放置車両や被災車両を迅速に移動し、緊急通行車両の通行確保を目的に、静岡県レッカー事業協同組合と災害協定を締結しました。

協定書締結式の概要

1. 日 時：平成27年3月11日 10:00～
2. 場 所：静岡国道事務所 2階会議室
3. 締結者

国土交通省 沼津河川国道事務所
浜松河川国道事務所
静岡国道事務所

静岡県レッカー事業協同組合

レッカー車両による車両移動イメージ



雪害時の車両移動訓練実施状況
(平成26年12月19日)

協定締結後の写真



(協定書署名)



(理事長と県内3事務所長の記念撮影)

車両移動に関し豊富なノウハウ・資機材を有するレッカー事業協同組合の協力により、迅速かつ確実な車両移動作業の実施が可能となるほか、車両に大きな損傷を与えずに車両移動を行うことが可能となると期待されます。